

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 児童福祉法施行令の一部改正関係（第一条関係）

一 家庭的保育事業等の認可及び保育所の設置認可の欠格事由に関する規定の整備

1 家庭的保育事業等の認可の欠格事由に係る国民の福祉に関する法律及び労働に関する法律の規定を定めることとする。（第三十五条及び第三十五条の二関係）

2 保育所の設置認可の欠格事由に関する国民の福祉若しくは学校教育に関する法律の規定及び労働に関する法律の規定を定めることとする。（第三十六条の二及び第三十六条の三関係）

二 児童相談所設置市の処理事務に係る規定の整備

1 児童相談所設置市が処理する事務の範囲に、病児保育事業に係る児童福祉法（以下「法」という。）第三十四条の十八の二の規定による質問等を追加することとする。（第四十五条の三第一項関係）

2 児童相談所設置市が設置する児童福祉に関する審議会等を都道府県児童福祉審議会とみなすことができる事務に、法第三十五条第六項の規定により保育所の認可に係る事前の児童福祉審議会の意見聴取の事務を追加することとする。（第四十五条の三第六項関係）

3 児童相談所設置市の処理事務に係る必要な読替え等を定めることとする。（第四十五条の三第七項から第九項まで関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこととする。

第二 地方自治法施行令の一部改正関係（第二条関係）

児童福祉に関する事務等について所要の規定の整備を行うこととする。

第三 社会福祉法施行令の一部改正関係（第四条関係）

社会福祉事業の人数の特例の対象として小規模保育事業を位置付けることとする。

第四 消防法施行令の一部改正関係（第五条関係）

防火対象物を定める別表第一に幼保連携型認定こども園を位置付けることとする。

第五 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正関係（第六条関係）

特定社会福祉事業として法第三十四条の十五第二項の規定による認可を受けた小規模保育事業を位置付けることとする。

第六 その他関係政令の一部改正（第三条及び第七条から第十条まで関係）

生活保護法施行令、社会福祉士及び介護福祉士法施行令、介護保険法施行令、健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなお効力を有するものとされた介護保険法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令につき、児童福祉法施行令の改正に準じて、欠格事由に係る法律に子ども・子育て支援法等を追加する等所要の規定の整備を行うこととする。

## 第七 施行期日等

一 この政令は、一部の規定を除き、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとする。（附則

### 第一条関係）

二 この政令の施行に必要なる経過措置を定めることとする。（附則第二条から第八条関係）